

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から43年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和54年10月から55年3月まで
④ 昭和56年1月から同年3月まで

私は、国民年金保険料については全額納付しているものと思っていたが、社会保険事務所に納付記録の照会申出を行ったところ、平成20年4月21日付けの回答文書では、申立期間のすべてについて納付の事実が確認できなかったとのことであった。国民年金の加入手続や保険料の納付は夫が行い、夫共々保険料については、漏れ無く納付してきており、未納というようなことはあり得ないので、再度調査の上、記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、3か月又は6か月と短期間であるとともに、申立人は前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間について、保険料に未納は無く、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和53年度、56年度及び57年度の摘要欄に、申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有り、これらについて、申立人は過年度納付していることが確認でき、申立期間②及び③の各摘要欄にも同様に「納付書」

の押印が有ることが確認できることから、申立人がこの納付書により当該申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和 38 年 2 月ごろ、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、毎月集金人に国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の夫との婚姻は 42 年※月※日であるとしている上、特殊台帳により、申立人の夫が A 市 B 区に住所変更したのは同年※月※日であり、それ以前の住所は C 県 D 市であることが確認できることから、申立人の夫が B 区に居住していた申立人の保険料の納付を行ったとする申立人の主張は不自然である。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 1 月に B 区で払い出されていることが確認できることから、申立人の夫は、このころに申立人の国民年金加入手続を行ったものと考えられ、この時点において、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立期間④については、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和 55 年度の摘要欄に「納付書」の押印が有ることが確認できるが、同欄に「返送」と記載されていることが確認でき、これは、社会保険事務所では 55 年度分について 56 年度中に納付書を発行したが、申立人は昭和 56 年 5 月に転居していることから、納付書が返送されてきたものと推認でき、申立人は、申立期間④の国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

加えて、申立人の夫が当該申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から53年3月まで

私は、A県B区に在住していた昭和53年ごろ、国民年金の未納通知を受け、最終の特例納付の機会であることを知った。1回で85万円から88万円ぐらいを区役所の年金課へ納付し、領収書を受け取った。その際、「これで全額もらえますよ。」等と言われことも覚えており、申立期間が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年10月については、申立人は38年12月から46年9月までの94か月について、第3回目の特例納付制度により納付したことが社会保険事務所の保管している特例納付リスト及び年度別収納状況リストにより確認できるが、社会保険庁のオンライン記録によると、平成2年11月26日に、昭和38年12月については厚生年金保険の被保険者期間であったことが判明し、重複納付であるため還付決定されている。しかし、特例納付された国民年金保険料が重複納付である場合、ほかの期間に修正して納付済みとして取扱うこととされているため、当該月を保険料納付済期間とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和46年11月から53年3月までについては、申立人は85万円から88万円ぐらいを1回で納付したと主張しているが、申立人は、第3回目の特例納付の終了間際である55年6月25日及び最終日である同年同月30日に94か月の国民年金保険料を2回にわたり納付していることが確認できる。これは、申立人は、特例納付した94か月に厚生

年金保険の被保険者期間及び国民年金保険料納付済みの 53 年 4 月から 60 歳までの期間を合計すると老齢基礎年金の受給権を確保するために必要な 300 か月を超えることから、社会保険事務所では、特例納付時に申立人が年金の受給権を確保することが可能となるよう納付指導したものであるとみるのが自然である上、申立期間も含め納付したとしても保険料総額は 68 万円余であるなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

私は、申立期間当時、結婚後転居したA区で義父母と同居し、国民年金保険料と一緒に納付していた。資料は何も残っていないが、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、昭和45年※月の婚姻後、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の義父母は、申立期間の保険料が納付済みである上、申立人は、申立期間を除き、60歳到達時まで保険料の未納は無く、申立人及び申立人の義父母の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月に払い出されており、申立人は国民年金資格を同年同月21日に取得し、婚姻後の45年※月※日に任意に種別変更していることが社会保険庁のオンライン記録において確認できることから、任意に種別変更を行いながら申立期間の保険料を未納のまま放置していたとは考え難く、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から40年3月まで

夫が、夫及び義母の国民年金保険料の集金に来ていた集金人に、私の国民年金の加入手続を行い、夫自身及び義母の保険料と一緒に私の保険料も納めてくれたと思う。

申立期間について、商売をしており、納付に困る事情も無く、夫及び義母は納付済みであるにもかかわらず、私のみ未納とされているため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫自身及び義母の保険料と一緒に納付してくれたとしており、申立人の夫は、昭和38年4月から60歳になるまで保険料をすべて納付し、36年4月から10年年金に加入していた義母についても保険料をすべて納付しており、申立人の夫の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月ごろに払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人の夫は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この当時、A県B市では、過年度分保険料の納付を希望する場合は、最大2年度さかのぼって過年度保険料の納付書を発行していたことが、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出されている前後の記号番号の被保険者の記録から確認でき、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の過年度保

険料の納付書の交付を受け、申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年8月22日に喪失した旨の届出、同年9月2日に資格を取得し、同年12月31日に資格を喪失した旨の届出及び43年2月28日に資格を取得し、44年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額は、昭和39年4月から40年2月までは6,000円、同年3月から同年9月までは8,000円、同年10月から41年5月までは1万円、同年6月から42年7月までは1万4,000円、同年9月から同年11月までは1万8,000円、43年2月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から同年12月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から43年12月1日まで

学校卒業後、同窓の一人と一緒に、A県B地方の縫製業の個人商店に勤務した後、二か所の会社に勤務した。社会保険事務所へ照会したところ、すべての事業所について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年4月1日から42年8月22日までの期間、同年9月2日から同年12月31日までの期間及び43年2月28日から44年1月1日までの期間については、申立人の通称名と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が39年4月1日から42年8月22日までの期間はC工場に、

同年9月2日から同年12月31日までの期間はD株式会社に、43年2月28日から44年1月1日までの期間はE株式会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和39年4月から40年2月までは6,000円、同年3月から同年9月までは8,000円、同年10月から41年5月までは1万円、同年6月から42年7月までは1万4,000円、同年9月から同年11月までは1万8,000円、43年2月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から同年12月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年4月1日）及び資格取得日（26年5月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年5月25日まで

昭和25年4月1日にB市C区にあるA株式会社に入社し、その後、平成5年7月15日まで継続して同社に勤務していたが、年金記録によると昭和26年4月1日から同年5月25日までの厚生年金保険被保険者としての記録がない。この間も継続して勤務しており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において昭和25年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、26年4月1日に資格を喪失後、同年5月25日に同事業所において再度資格を取得しており、同年4月における被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録、A株式会社が発行する在職証明書、D商工会議所による30年勤続表彰及び同僚の供述により、申立人が同事業所に継続して勤務していたことが確認できるほか、同事業所は、厚生年金保険料の控除について、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を控除したかどうかは不明であるが、継続して従業員である者の厚生年金保険料を1か月分

のみ控除しないことは考え難く、控除していたのではないかとの回答をしている。

また、申立人は、A株式会社E店が新装開店された昭和26年2月16日以前に、F店から同店へ複数の従業員と共に異動したとしており、そのことは、申立人が所持している当時の日付入り手帳に記載されているほか、これらの従業員に対して照会を行った結果、同日以前に申立人を含め複数の従業員が同店へ異動した旨の供述をしている。

なお、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び同僚が申立期間中にE店で勤務していたとしている6人のうち、5人については、申立人と同様の資格の喪失及び再取得の手続がなされており、厚生年金保険加入記録に空白期間が生じているほか、残り1人についても、日付が異なるため同記録に空白期間は生じていないが、同様の手続がなされていることが確認できる。

このことについて、A株式会社の現在の担当者は、事務手続上誤りがあった可能性がある旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和26年3月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は履行したかどうかは不明であるとの回答をしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、6人について、申立人と同様の資格の喪失及び再取得の手続がなされているほか、同事業所の現在の担当者も事務手続上の誤りがあった可能性がある旨の供述をしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っていたことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和24年11月10日、同社D支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年10月30日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の2か月間について加入期間が無いことが分かった。この間はA社C支店よりD支店に転勤になった時期で、当該期間も含めてA社に勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行する在籍証明書、同銀行への照会に対する回答、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年11月10日にA社C支店からD支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、社会保険事務所のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和24年9月の記録から、同年10月分の標準報酬月額を3,500円とし、さらに同社D支店に係る同名簿の同年12月の記録から、同年11月分の標準報酬月額を3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失及び取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成6年4月から同年9月までは17万円、同年10月から7年9月までは19万円、同年10月から8年9月までは24万円、同年10月から10年2月までは26万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から10年3月31日まで
② 平成10年3月31日から同年4月1日まで

株式会社Aには、社会保険の加入を条件に嘱託として入社し、申立期間において商品出荷等の業務についていたが、平成10年3月に会社より厚生年金保険料の滞納があるため、社会保険事務所の指導によって標準報酬月額を引き下げるとの説明があり、年金を受給する際には本来支給されるべき年金額との差額は会社が補償するとのことであった。当時は拒否することもできなかったが、年金受給時には会社は解散しており、このような社会保険事務所の指導には納得がいかないため、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

社会保険庁の記録では、株式会社Aでの資格喪失日が平成10年3月31日になっているが、給与が振り込まれていた当時の預金通帳で、同年

3月と4月の給与額が同額であることから、4月の給与から3月の厚生年金保険料が控除されていたとみられるので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の株式会社Aにおける申立人の厚生年金保険被保険者資格記録は、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人の主張する平成6年4月から同年9月までは17万円、同年10月から7年9月までは19万円、同年10月から8年9月までは24万円、同年10月から10年2月までは26万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年3月31日）の後の同年4月10日の日付で、6年4月から7年9月までの標準報酬月額を8万円、同年10月から10年2月までの標準報酬月額を9万2,000円に遡及して訂正の処理をしている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人のほか7人の被保険者について、申立人と同様に被保険者資格取得日に遡及して標準報酬月額を訂正する処理がなされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年4月から同年9月までは17万円、同年10月から7年9月までは19万円、同年10月から8年9月までは24万円、同年10月から10年2月までは26万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、B県C区を所在地とする株式会社Aは、平成10年3月31日付で厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年4月1日の日付でD市を所在地として適用事業所となっているが、申立人及び同僚等の供述によると、申立期間の前後を通じて申立人が勤務していた当該事業所における業務は通常どおりに継続しており、申立人は申立期間の前後を通じて継続して勤務していたと認められることから、適用事業所でなくなった日を同年3月31日として届け出ることから合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所から給与として、申立人の所持する預金通帳に平成10年3月20日に振り込まれた金額（2月分）と同年4月20日に振り込まれた金額（3月分）が全く同じ金額であることから、同年4月20日に振り込まれた3月分の給与からも厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

これについて、当時の給与計算の担当者によると、当該事業所の給与締切日は月末で翌月 10 日払いであり、社会保険料は翌月に控除しており、自分のパソコンに記録した自分の給与をみると同年 3 月分の給与（4 月 20 日払い分）から社会保険料が控除されていることからみて、申立人においても同様に同年 3 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたものと思われる旨供述していることから、同年 3 月分の保険料が控除されていたと推認できる。

さらに、申立人の所持する平成 10 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、同年 1 月から 3 月までの訂正前の標準報酬月額及び同年 4 月以後の標準報酬月額を基に当時の社会保険料率を乗じて計算した平成 10 年中の社会保険料の金額（12 か月分）とほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の当該事業所に係る平成 10 年 2 月の記録及び同年の源泉徴収票の記録により、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の資格喪失日は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同じであるため、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 10 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間①については、同社B支店の資格喪失日及び同社本店の資格取得日に係る記録を昭和29年3月1日に訂正し、標準報酬月額を、8,000円とし、申立期間②については同社C支店の資格喪失日に係る記録を46年7月1日に訂正し、標準報酬月額を、10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月28日から同年3月20日まで
② 昭和46年6月25日から同年7月1日まで

私は、昭和22年11月に株式会社Aに入社以来、平成4年6月に退職するまで継続して勤務した。しかし、①B支店から本店、②C支店から本店、に異動した際、それぞれ1か月の計2か月間、厚生年金保険の加入期間に空白期間が生じている。申立期間においても、給与から社会保険料が控除されていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Aにおける在籍証明書並びに40年以上勤続者表彰者名簿一覧から、申立人は申立期間において株式会社Aに継続して勤務し(申立期間①については昭和29年3月1日に同社B支店から同社本店に異動、申立期間②については46年7月1日に同社C支店から同社本店に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は昭和29年1月

の社会保険事務所の記録から 8,000 円、申立期間②は 46 年 5 月の社会保険事務所の記録から 10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで

私は、A病院を昭和51年4月12日から同年9月30日まで勤務し同日に退職したが、社会保険庁の記録では同年9月30日付けで資格喪失したことになっているので、調査の上申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給与明細書により、申立人がA病院に昭和51年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管していた給与明細書から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関係書類は廃棄していることから不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和51年9月分の保険

料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から55年3月まで

私は、自宅で紳士服の仕立ての仕事をしていたが、一緒に仕事をしてきた6歳上の兄は、国民年金保険料が納付済みである。亡くなった母親は私の分も納付していたと思うと言っていたし、毎月、家に集金人が来ていたことも覚えている。

また、結婚をした際、母親が私の国民年金は今まで納付しておいたから、これからは妻に納付してもらおうように言ってオレンジ色の年金手帳を受け取ったので、申立期間が未納とされることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年5月に婚姻した際、申立人の母親が今まで申立人の国民年金保険料を納付しておいたと言っていたので、申立期間の保険料は納付されているはずであると主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から55年5月ごろにA市B区C支所において払い出されていることが確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の母親が申立人の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、A市が、昭和51年度以降の国民年金保険料の納付状況などを記録している国民年金収滞納リストにおいても、54年度

までは申立人は同市では被保険者として管理されておらず、ほかに申立人の母親若しくは申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間について、国民年金保険料が納付済みであるとする兄の国民年金手帳記号番号はD区で昭和 42 年 9 月までに払い出されたものであることが確認でき、申立人の払い出し時点とは相違する。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から43年3月まで

私は、20歳のころは家業を手伝っており、国民年金の加入手続は、父親がしてくれ、国民年金保険料は、2、3か月に一度集金人に納めていた。保険料額は1か月150円ぐらいであったと思う。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付していたと思うとしているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、父親が死亡した後の昭和44年3月に払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の父親若しくは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から46年3月まで

私の国民年金については、昭和38年に国民年金に加入し、国民年金保険料は、町内の集金人が来て、保険料徴収カードに押印していた。保険料は結婚するまでは店が、結婚してからは私が夫の分と一緒に納付してきた。夫には保険料の納付記録が有るのに私の分が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳となった昭和38年5月に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は46年9月に婚姻後の氏名で払い出されていることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することができず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から49年3月まで

私は、昭和40年から染物の先生宅に住み込みで内弟子として入門した。先生(雇用主)の奥様が親代わりで従業員は皆20歳になると同時に国民年金の加入手続を行ってくれていた。私も同様に加入手続を行ってくれ、月末に給料をもらおうとすぐに先生の奥様に国民年金保険料を渡し、先生の息子や結婚前の妻及び先輩方の分と一緒に私の保険料を納付してくれていた。年金記録を照会したところ、私は42年に成人となっているのに、保険料を納付しているのは49年4月からとなっており、私と妻だけ長い未納期間が有ることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市内で内弟子として働いていた雇用主の妻が申立人の国民年金加入手続を行ってくれ、申立人が給料の中から渡した国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿において昭和49年7月に払い出されていることが確認できることから、このころに雇用主の妻が申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付することができず、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、雇用主の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

私は、昭和43年から染物の先生宅に内弟子として住み込み、月末に給料をもらおうとすぐに先生(雇用主)の奥様に国民年金保険料を渡し、先生の息子や先輩方の分と一緒に私の保険料を納付してくれていた。年金記録を照会したところ、私は45年に成人となっているのに保険料を納付しているのは50年4月からとなっているが、先生の息子や先輩の国民年金の記録を見ると、成人するとすぐに国民年金に加入しており、私だけ長い未納期間が有ることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市内で内弟子として働いていた雇用主の妻が、申立人の国民年金加入手続を行ってくれ、申立人が給料の中から渡した国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月にB県C市で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金受付処理簿において確認でき、このころに申立人は同市において国民年金に加入したものと推認され、A市に居住する雇用主の妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持している年金手帳においては、はじめて国民年金の被保険者となった日は昭和49年10月1日との記載があり、C市が保管している国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金の資格取得日は同日と記載されていることから、申立人は、申立期間のうち45年12月

から 49 年 9 月までは国民年金に未加入となり、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、申立人の雇用主の妻は、同期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたとみるのが自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までについては、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張が無い上、C 市が保管している国民年金被保険者名簿では当該期間は未納であり、社会保険事務所が保管している特殊台帳でも未納となっており、申立人は当該期間の保険料を納付していなかったものと考えられる。

加えて、雇用主の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から47年12月まで

私は、昭和39年の春ごろに、当時居住していたA市で、近所の方から勧められ、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、A市の集金人に自宅で納付しており、集金人が自転車に乗って来ていたことや保険料納付時に領収書を受け取ったことを記憶しており、未納となっているのは納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年の春ごろに、当時居住していたA市において、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、48年2月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、同市が保管している申立人の国民年金被保険者検認台帳において、同年1月12日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、この日に任意の資格で国民年金に加入したものと考えられ、任意加入の場合、さかのぼって国民年金被保険者になることはできず、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名及び申立期間当時の通称名を含

め複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年10月まで

私は、昭和61年の5月か6月ごろ、A市B区役所で国民年金第3号被保険者の手続を行った。しかし、第3号被保険者は国民年金保険料を納付する必要が無いことを知らず、その後も毎年納付書が送られ続けて来たので保険料を納付していたが、受けるべき還付も受けていない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入資格が任意から国民年金第3号被保険者になった昭和61年4月以降も国民年金保険料納入通知書が送られ続けて来たため、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、A市が保管している国民年金収滞納リストでは、申立人は、同年同月から平成2年10月までは、第3号被保険者とされており、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録とも一致している。

なお、国民年金第3号被保険者は、制度上、被保険者自身は国民年金保険料の納付を要しないため、申立期間中、毎年、申立人に対し納付書が送付されたとは考え難く、仮に申立人の主張どおり納付されたとしても、その場合は還付処理されるが、A市の国民年金収滞納リストでは還付された記録は無く、社会保険庁のオンライン記録でも同様となっている上、申立人は、その後、平成2年11月1日に再び国民年金第1号被保険者となり同年11月及び12月分を同年12月26日に、3年1月分を同年1月29日に、同年2月分を同年3月5日に、同年3月分を同年同月28日に納付書により

納付していることが、A市が保管している国民年金収滞納リストで確認できることから、申立人はこのことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 12 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 43 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 12 日までの 43 か月間について加入期間が空白になっていることが分かった。この期間は、A 県 B 連合会 C 病院に看護師として継続して勤務しており、当該期間が未加入期間になっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び D 共済組合保管の申立人履歴書により、申立人が申立期間のうち、昭和 43 年 8 月 8 日から 47 年 2 月 29 日まで、A 県 B 連合会 C 病院に勤務していた事実は確認できるが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険事業所原票によると、当該事業所は 39 年 10 月 2 日付けで D 共済組合に編入している。

また、社会保険庁のオンライン記録により、複数の同僚について加入記録の調査を行ったところ、昭和 39 年 10 月 2 日付けで、厚生年金保険から D 共済組合に移管されていることが確認できる。

さらに、D 共済組合団体共済部に照会したところ、申立人は昭和 43 年 8 月から 47 年 2 月まで同共済組合の組合員であったことが同組合保管の組合原票に記録されている旨の回答があったことから、当該期間については厚生年金保険の被保険者でなく、D 共済組合の被保険者であったことが確認できる。

加えて、C病院が保管する退職一時金決定請求書及び一時金給付決定通知書により、昭和47年3月27日付けで申立人に退職一時金が支給決定されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社本店に勤務していた期間について厚生年金保険の加入期間が未加入期間になっていることが分かった。申立期間については同事業所に継続して勤務しており、当該期間が空白になっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料は保管しておらず、当時の雇用形態にどのようなものがあり、厚生年金保険への加入基準がどの様になっていたか、資料が無いため不明である旨の回答があり、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、元従業員に照会を行った結果においても、申立人の株式会社Aにおける勤務の事実が確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、勤務期間及び厚生年金保険料控除の有無に関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 58 年 7 月 11 日から同年 7 月 25 日まで

申立期間①についてA相互会社（現在は、B相互会社）に、申立期間②についてC株式会社D支社に勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A相互会社E支社が保管する「個人コード台帳」及び申立人が所持する当該事業所発行の在籍証明書から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の雇用形態については、上記「個人コード台帳」の備考欄に「特職」と記載されており、これについて当時の元支部長に照会したところ、「特職」は正規職員ではなく、現地採用された請負等の営業職員であり、1か月のみの在職の場合は、厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している上、複数の元同僚が当時当該事業所においては3か月の試用期間があったと供述していることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A相互会社に照会したところ、上記「個人コード台帳」のほかに当時の人事記録や賃金台帳等の関連資料が保管されておらず、当時の事情は不明である旨回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び

申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

申立期間②については、C株式会社D支社が、申立人あてに発行した「申立期間に係る確認調書」で申立期間における申立人の在籍を確認した旨を記載しており、同社本社に照会しても申立期間における申立人の勤務実態があったことを回答していることから、申立人が申立期間において同社D支社に勤務したことは認められる。

しかし、同社本社人事研修部は「当時は3か月間の試用期間があった。社会保険の取得・喪失は本社で一括処理をしており、申立人の加入手続及び給与からの社会保険料の控除はしていない。」と回答していることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C株式会社本社に照会しても、申立期間②の関連資料等が保管されていないため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

さらに、同社が加入するC健康保険組合及びC企業年金基金に照会しても申立人の被保険者記録を確認することができない。

加えて、両申立期間において、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、両申立期間に当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、両申立期間について、社会保険事務所に保管されている両申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれの申立期間にも申立人の氏名の記載は無く、健康保険証の番号は連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、両申立期間について、雇用保険の記録においても、申立人の加入記録は確認できない。

このほか、両申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 31 日まで

私は、A株式会社において、昭和 37 年 8 月 1 日から 45 年 1 月 31 日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険の記録をみると、40 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 31 日までの期間が空白となっている。勤務条件等の変更は無く、空白期間になるのはおかしいので、調査の上厚生年金保険の加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められるが、同社の元事業主に照会したところ、「会社は解散しており、当時の資料も残っていないが、申立人の申立期間は給与が受取制（申立人に請負報酬を一括して支払い、社会保険は会社を通さずに各自で加入）になった期間であったのではないかと思われる。」と回答していることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立人に係る当該事業所における雇用保険の資格取得日をみると、当該事業所において厚生年金保険に再加入した昭和 41 年 2 月 1 日と一致することから、当該事業所が同日をもって、厚生年金保険及び雇用保険の加入手続を行ったことが推認でき、同日以前の申立期間においては、申立人について厚生年金保険の加入手続をとっていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 40 年 4 月 1 日付け資格喪失した後、同年

4月13日に健康保険証が返納された旨が記載されている上、申立期間の前後において申立人の健康保険の整理番号は異なっており、申立期間において厚生年金保険被保険者であった事実は確認できない。

加えて、当時の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月7日から38年10月24日まで
昭和32年3月にA振興会（現在は、独立行政法人B）に就職し、申立期間についてはC国D市で勤務していた。当時、同振興会E本部から海外派遣された職員は厚生年金保険被保険者期間となっているが、F本部から海外派遣された職員は厚生年金保険の加入記録が無い。私は同振興会に継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A振興会の保管する職員名簿及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、同振興会で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が記憶する当時の複数の元同僚からは、海外へ赴任している期間は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨の供述が得られたほか、申立期間当時海外で勤務していた複数の元同僚も、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できることから、同振興会においては、必ずしも海外に派遣しているすべての職員について、海外赴任中の期間を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A振興会が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日及び資格取得日は、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、同振興会に照会したところ、当時の賃金台帳等関連資料は保管

されておらず、申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所のA振興会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後の申立人の健康保険の整理番号もそれぞれG番とH番と異なっており、申立期間には申立人について健康保険整理番号が付与された形跡が無いことから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 820

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 9 月から 25 年 10 月まで進駐軍従業員として、A 市 B 区 C 町にあった D 宿舎の警備員をしていたが、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、資格取得日が 24 年 4 月 1 日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、進駐軍従業員として D 宿舎で警備の仕事をしていたことは推認できる。

しかし、進駐軍従業員については、当初、厚生年金保険法の適用はなかったが、昭和 23 年 7 月の法改正及び同年 12 月 1 日付けの厚生省保険局長の通知により、「国の事務所」に使用される者として、おおむね 24 年 1 月 1 日以降、同法の強制被保険者として適用することとされた。ちなみに、当該事業所は、社会保険事務所が保管する E 県における進駐軍従業員の労務管理を行っていた E 県 F 渉外労務管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年 4 月 1 日付けで新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、昭和 24 年 4 月 1 日より前に被保険者資格を取得している者がおらず、申立人及び上記元同僚についても同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、改正された厚生年金保

険法の適用前に、当該事業所において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは考え難い。

なお、申立期間当時のE県F 渉外労務管理事務所の資料を引き継いでいるE県人事課に申立人の進駐軍での勤務記録について照会したところ、申立人に係る資料は無く確認できないとの回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和26年3月に高校を卒業してA株式会社に見習いとして就職し、翌月から正社員となった。初めての給与支給日に諸手当や厚生年金保険料などの控除について説明を受けたことを憶えている。社会保険庁の厚生年金保険の加入記録は、同年7月1日からとなっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社で勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する株式会社BのC出張所（後に、D株式会社、E株式会社F店に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が記載されていることから、申立てに係る事業所の名称は、社会保険庁の記録上は株式会社BのC出張所であることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、株式会社BのC出張所の後継事業所であるE株式会社F店は、昭和46年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、複数の元同僚に申立人の申立期間における勤務実態等について照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述は得られなかったほか、申立期間当時における厚生年金保険の加入の取扱いについて元同僚のうち一人は、「試用期間の3か月を経過してから厚生年金保険に加入していた。」と供述していることから、当該事業所においては、すべての従業員に

ついて入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いであったとは認め難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで
昭和 21 年 5 月 1 日から 22 年 8 月 29 日まで A 製作所に事務員として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 製作所の複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 22 年 7 月 1 日であり、それ以前の申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A 製作所は既に廃業しており、申立期間当時の事業主も亡くなっているため、申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料を得ることはできないほか、上記元同僚の供述においても、申立人が勤務していたこと以外の事実を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の A 製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の複数の元同僚についても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 22 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 27 日から 40 年 2 月 17 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
(B 株式会社 C 支店)

申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、脱退手当金支給決定日はD市に転居後であり、受給できるはずがない。当時は、社会保険事務所へ行ったことはなく、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が最後に勤務した事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有り、被保険者名簿の申立人の厚生年金保険資格喪失日が記載されている頁と前後5頁に記載されている女性のうち、社会保険庁のオンライン記録で脱退手当金を受給していることが確認できる4人全員に「脱」表示が有る。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約8か月後の昭和42年10月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 12 月 29 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 32 年 1 月 15 日から 39 年 12 月 1 日まで
(株式会社 B)

社会保険庁の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った記憶はないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有り、被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されている頁と前後 7 頁に記載されている女性のうち、社会保険庁のオンライン記録で脱退手当金を受給していることが確認できる 9 人全員に「脱」表示が有る。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 6 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見えず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 23 日から同年 5 月 20 日まで
② 昭和 28 年 5 月 21 日から 33 年 3 月 3 日まで

私は、昭和 28 年 3 月 23 日に、集団就職で A 株式会社 B 工場に入社したが、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 5 月 21 日になっている。

また、当該事業所における厚生年金保険の加入期間は、脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金は、請求した記憶も受給した記憶もないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 株式会社 B 工場に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日は昭和 28 年 5 月 21 日と記載されており、申立人が記憶している集団就職同期の同僚 6 人のうち 5 人についても被保険者資格取得日は同日となっている。

また、上記同僚の中には、「昭和 28 年 3 月末ごろから A 株式会社 B 工場で働いていた。」と供述している者がいること及び申立人も、「見習期間が有ったかもしれない。」と供述していることから、申立人が同事業所において少なくとも昭和 28 年 5 月以前から勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社は、昭和 48 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在は不明であるため、申立期間における当該事業所の状況や申立人の勤務実態について確認する

ことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年7月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和33年7月15日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人は、申立期間の事業所を退職後は再就職する考えがなかったと供述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、当時の同僚によると、「退職前に、会社の事務の人から一時金でらうか、60歳でもらうかを聞かれて、金銭を受け取った。」と供述している者や「退職時に、金銭をもらった。」と供述している者がいることなどを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 26 日

A株式会社勤務していた厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取った記録になっているが、受け取っていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、当該事業所において脱退手当金の支給記録が確認できる6人全員について、被保険者名簿に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されてないと推認することはできないものの、被保険者名簿の申立人の欄には「退」表示が有る。当該事業所退職後に脱退手当金の支給記録が確認できる6人のうち、資格喪失日の約26か月後に他の事業所の厚生年金保険期間と合わせて受給した1人を除く5人に「退」表示が有り、この「退」表示が有る5人を調査したところ、3人が「脱退手当金を受給した。」と供述している上、脱退手当金の支給記録が無い他の被保険者には「退」表示は無いことから、脱退手当金受給者に「退」表示がなされた可能性もうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。